

第3回農業委員会総会議事録

開催日時 令和2年10月5日（金） 午後2時00分

場所 上市町役場 2階 第1会議室

出席委員 11名
1番 稲葉 悟 3番 富樫 隆 4番 村上 正毅 5番 酒井 喜之
6番 宮崎 順子 7番 藤田 秀雄 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男
10番 林 忠治 11番 中川 治 12番 碓井 繁

出席推進委員 6名

事務局 出席者
事務局長 酒井 紀明
事務局係長 田中 明紀子

議事日程

- 開 会
- 会長の挨拶
- 議事録署名委員の指名
- 議 案
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について
議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について
議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について
- その他
①人・農地プランについて
- 次回委員会等の開催予定について
日時 令和2年11月5日（月）午後2時から
場所 上市町役場2階 第一会議室
- 閉会

午後2時00分 開会

事務局長 それでは第3回上市町農業委員会を開催したいと思いますので宜しくお願いします。

開会にあたりまして、上市町農業委員会碓井会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長 （会長あいさつ）

会長 本日委員については、岩城委員が欠席です。委員の過半数の出席がございますので本委員会は成立いたします。また、推進委員の皆さまについては、全員ご出席をいただいております。議事録署名委員は、5番 酒井委員と6番 宮崎委員にお願いします。なお、本日の会議書記には、事務局職員田中さんを指名いたします。

それではこれより議事に入らせていただきます。

まず「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より説明をお願いします。

事務局 はい。（議案書をもとに説明）

(事務局 議案朗読)

申請地見取り図は3ページから4ページにございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番について) 場所はスーパー農道から●●寺の方に向かっていただくと●●●●の会社がある付近になります。現地は畑が主で現地写真見られたとおり電気柵が張ってあって、イノシシや猿など獣の被害がすごいので、頑張って耕作しておられるかんじです。●●さんの方は高齢でもあり、労働力的にだいぶ負担がきているので現在●●さんにやってもらっている畑は所有権を移転して、広野の畑も10年間という形で作ってもらうようになったと。現状としては問題ないんですけど、イノシシなどの被害は●●さんもひどいと言っておられて、対策として何かないかなと相談も受けましたが、今のところ電気柵が畑を守るには一番早いかなとお話をしました。以上です。

会長 推進委員をお願いします。

推進委員 問題はないと思います。

会長 それでは質疑に入ります。質疑のある方はご発言をお願いします。

特にないようですので、それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

全員賛成と認めます。議案第1号については、原案のとおり決定いたしました。

次に「議案第2号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より議案の説明をお願いいたします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

(事務局 議案朗読)

申請地見取り図は7ページにございます。併せて現地確認写真一覧をご確認願います。以上です。

会長 ありがとうございます。ただいまの事務局の説明に関連して、地区担当委員から報告をお願いします。

委員 (1番について) 地区の区長さんの同意が得られないということで、代理人の行政書士の方が●●●●さんに区長さんの所へ行って話しをしてくださと言われておられたようなんですが、区長さんに聞いたら来ておられないと。以前に大きな機械で除草剤をまいて、近所に被害もあったというような話もしておられました。実際に推進委員と個別に近隣をまわって話を聞いたら、以前にはそういう話はあったようだけど、今はそんなひどい除草剤の撒き方はしてないということでした。区長さんは近隣の人がいいと言えいいんじゃないですかと言う事です。色々周りまして、地図を見てもられば分かりますが新しくできた●●●●に行ったら、このちょうど申請地と書いてある辺りに竹の木があったそうです。そこに害虫がいっぱいわいて、玄関を開けただけで20匹ほど入ってきたと。今回は石など資材を置くだけだということなので、それならいいんじゃないかというように話をしておられました。それで近くの人たちに聞いても除草剤はそんな撒き方せんでくれと言ってあるので、ここ4、5年はきちんと撒いているようです。●●●●さんですが県外に出ておられるということで、帰ってこられたら区長に一言でも電話でお願いするように言ったんですけど、今朝まだそんな話は全然ありませんということでした。

会長 ありがとうございます。推進委員何かご意見ありますか。

推進委員 結局は以前あったトラブルが引っ掛かっているようですが、転用の問題はないと思います。●●●●さんが薪とか縁石を置くという計画をきちんと実行されるのなら、しょうがないかと思います。

会長 一つ問題点が同意の話なんですけど、事務局、その同意については何かありますか。

事務局 はい。転用の許可の申請書類として隣接耕作者さんなり、地区の生産組合長さんや区長さんの同意書は地域の調和を保つために提出されるのが一番好ましいですが、それができないことで許可ができないというものではありません。申請書類として必須で提出していただく書類にはならないので、今ほど●●委員さんと●●推進委員さんの話の中にもありましたとおり、近隣の方は了解しておられるようですし、そもそもそれができないというものではないので、その辺りはちょっと考慮していただいて、どういった意見で県にあげるのかという事をお話してもらえればいいかと思います。

会長 ただし過去にそういう同意も何もないものを県にあげたのはほとんどない。

事務局 行方不明で同意がとれないことはありました。

会長 行政書士の●●さんに電話で聞いたらやっぱりあの土地を、あのままにしておくともっと草が生えてまわりに迷惑かけるんじゃないかと。●●委員から報告があったように区長さんとの同意が得られないのは、過去の経緯があったようです。この件につきましてみなさんのご意見を伺って県の方へOKですよとするかどうか、何か意見をつけてやっぱり地区の同意を得られたいんで地元の農業委員の方も近隣や区長さんからまわりがよければいいんじゃないかというお話もいただいているので、その旨を伝えて同意書をいただいてからあげた方がいいかなと思います。

委員 私とすれば今言われた行政書士さんにも何回もお願いしているけどだめなんで、なかなか同意書は出さないんじゃないかね。何が合ったかは知らないけど。

事務局 区長さんとの同意書を得られていないので調和に支障があるのではないかというようなことを意見として出すという形でいいですか？

会長 従来何も問題なかったら意見なしということであげるんですけど、今回は農業委員会として同意書というのは必要じゃないかという意見が多数でしたということで、県へあげていただく。それでよろしいでしょうか。

(全員賛成)

では次に「議案第3号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 はい。(議案書をもとに説明)

(事務局 議案朗読)

それでは説明いたします。
今回利用権の設定は、全体で3件、面積は14,272㎡です。内訳は新規3件で主な作付け作物はそばです。農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上です。

これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方は発言願います。

(異議なしの声・意見、質問等なし)

それでは採決いたします。議案第3号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。議案第3号については原案どおり承認いたしました。

では次にその他について事務局から説明をお願いします。

事務局 ①人・農地プランについて
はい。それではその他の1番、人・農地プランについてです。こちらについては産業課農政班の●●さんからご説明を頂きたいと思いますので、●●さん宜しくお願いします。

産業課 農政地籍班 ただいま紹介にありました産業課農政地籍班●●です。よろしくお願いたします。私からは人・農地プランの実質化についてお願がありまして、時間をいただいております。プランの実質化の取り組みにつきましては、昨年度から取り組まれていて7地区のうち4つの地区で実質化プランが作成されております。作成されていない3地区につきましてもアンケート調査まで終了しております。新型コロナ等の関係もありまして、地区の開催を見送ってきておりましたが、感染予防対策をとることで人が集まってもいい状況になってきておりますので、担い手となる認定農業者や生産組合長さん、農業委員さん、振興センター、JA職員などで日程調整をして開催していきたいと思っております。

開催日につきましては10月26日から11月13日までの間で日程調整をして行いたいと思っております。それでできていない上市地区、白萩地区の委員、推進委員さんの都合の悪い日等、今帰りに教えていただきまして、都合の悪い日を除いて調整したいと思います。参考としまして資料に相ノ木地区の実質化されたプランをつけさせていただきます。内容としましては1番は地区の現状、2番目に地区の課題、3番目に地区の集約化に関する方針、4番に方針を実現するための方針をとりまとめたいただきたいというふうを考えております。これは地区でこういった問題点を共有化する、また地図をつけることにして見える化するという作業になりますので、地区全体でこういった課題があるか、こういった取り組みをしていこうかそういったものが見える化して情報共有していただきたいと考えております。

すでに実質化されております地区におかれましては、全体での話が終わっておりますのでまた改めて集まるということではなくて、地区の万難割りなり会合なり、そういった機会を設けてこういったプランが作られているので実質化に向けてどうしていけばいいかというような話を、そういった場で話を進めていただきたいというふうに思っております。

具体的には色々あるんですけども、現在まで認定農業委員さんが農機具を買う場合において国の補助等を使ってコンバインなり、大型のトラクターなど購入させていただいています。またこういった購入の際に利息スーパーL資金というのを使って、利息がかからないといったようなことがあります。今までですと人・農地プランっていうものがあったことで、そういった制度が使えておりました。今度は人・農地プランの実質化をすることが、法律上義務づけられたことによって今後そういった認定農業者さんが規模拡大で、農機具を買いたい、また他の地区で整備したいといったようなことがあったときに、実質化されたプランを作っていないと優先順位が下がっていくという。国の補助なり県の補助なりを利用して、なにか農業政策をしていきたいという時に実質化されたプランがないと、優先順位が下がってくるということになります。昨年からの制度取り組んでおりますので、残りの地区についても作っていただいて今後の国の制度なり県の制度なりで、損をしないように取り組んでいってほしいというのが、町の考えであります。また具体的なほんとの細かいことになれば、各地区利用したいものを利用できるのかってことは町の方へ来ていただいて相談していただければご説明させていただきます。大きな考え方とすればそういうふうに思っていたきたいということでお願ひします。私からは以上です。

事務局 ありがとうございます。何か質問やご意見がございましたらお願いします。

会長 農業委員はその中でどういう役割を果たすべきなのか簡単に田中さん説明をお願いします。

事務局 農業委員は人・農地プランのコーディネーター役として出席していただくことになりまして、とりまとめ役となります。各地区に大体3名ずつ委員さんが担当で割り当てられますので、参加者皆さんの意見をまとめていただくこととなります。実質化した4地区でシナリオなり流れは一度作っているの、それを参考にしていただくのもいいですし、なにか委員さんでやりたい方法があれば教えていただければと思います。日付等が決まったら地区ごとで打合せしたいのでまたご協力の程よろしくお願いします。

会長 人・農地プランってなんだって言われたらいつも言うのは、農地と人を結びつけると。その中で認定農業者がどうのこうのという話は出てきたと思うんですけど、一応その地域の農家の方がどのような考えをもってこれからの農業をどうしていきたい。その中には地域でとくに南加積は問題点があるんですけど、認定農家とか法人さん、営農さんも含めてそういう組織がない。あとは遊休農地も非常に発生しやすい場所ということもあって、人と農地をどうやってくっつけて地区の皆さんで色んなことを考えていただいて、国・県・町の補助金もたくさんいただいてその地区の農地を守っていただきたいというのが、私の人・農地プランに対する考え方です。コーディネーターなのでいろんな地域の情勢を把握されてひとつの方向性のある程度をもって、その中でコーディネートしていただければと思います。

事務局長 補足で説明させていただきますとこの人・農地プランというのは以前からあったプランでありますけども実質化とはどういう意味なのかといいますと、これは字の通りでありますけども実際には地域の皆さん農業やっとなる農家の方、JA、認定農業者、農業法人そういった方を含めて実際に皆さんで今後どうしていくかと話し合いをしていただくのが、実質化という意味になりますのでより実のあるプランにするという意味で、これまで話ありました4地区の相ノ木・宮川・南加積・柿沢でその4地区がすでに終わっております。あと残りの3地区について今後先程話もありましたとおり、県知事選が終わってから話し合いを進めていただくということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局 ではこれで人・農地プランの説明は終わります。

事務局 (その他連絡事項朗読)

会長 ありがとうございます。冒頭のあいさつでも言いましたように年金加入推進月間に入っております、事務局の方で該当者の名簿が作成され、前回の常設委員会の時もこの話が出まして、農業委員の皆さんで情報を共有しましょうということだったものですから、一応リストに上がっている方はお手元の方に配っております。

事務局 はい、お配りしたのは農業者年金の加入推進を行う対象の方の名簿になってます。農業者年金の担当の委員さんは組織總會のときに決定しており、地区に何名かずつ担当の方いらっしゃいますので、この月間中に加入の推進をしていただければと思いますので、よろしくお願ひします。

委員 対象者でまだ加入していない方の名簿ってことですね。

事務局 そうです。国民年金の加入者で若い方で農業しとられる方だと限られてきまして、対象者は少ないんですけど、また推進していただければと思います。

委員 10月2日に富山県農業会議が主催する農業者年金加入促進特別研修会があり、県内各市町村農業委員会等38名参加しました。研修会の内容ですが農業者年金制度なるものを担当者がしっかりと理解してほしいということで、農業者年金の制度の全容について学びました。そのうえでその制度の特徴を理解したうえで加入推進活動を実施するという内容でした。令和2年度県全体の新規加入者数は30何名ということで、今ほどそういう名簿をいただきましたがこの名簿を基に特に20歳から39歳の若い農業者とか女性農業者を重点的に、対象にして加入推進を進めていきたいです。

それから農業者年金の制度が令和4年度に変わる。今までは加入年齢20～60歳になっところ65歳まで。それから農業者年金の受給開始時期の選択肢の拡大ということで、今までは65歳に達したときから需給することができたのを、令和4年度からは65～75歳の間の範囲で先送りする選択もできる。そういった話でした。

会長 はい。ありがとうございました。

午後3時30分 以上をもちまして、第3回上市町農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。

閉会

この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和2年10月5日

上市町農業委員会

会 長 碓井 繁

議事録署名委員

5 番 酒井 喜之

6 番 宮崎 順子